

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人 弁護士 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和3年8月17日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し行い令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]号で通知した生活保護法第63条返還金による返還金決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、返還決定額を847,500円とする法第63条の規定による費用返還決定（令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]号（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

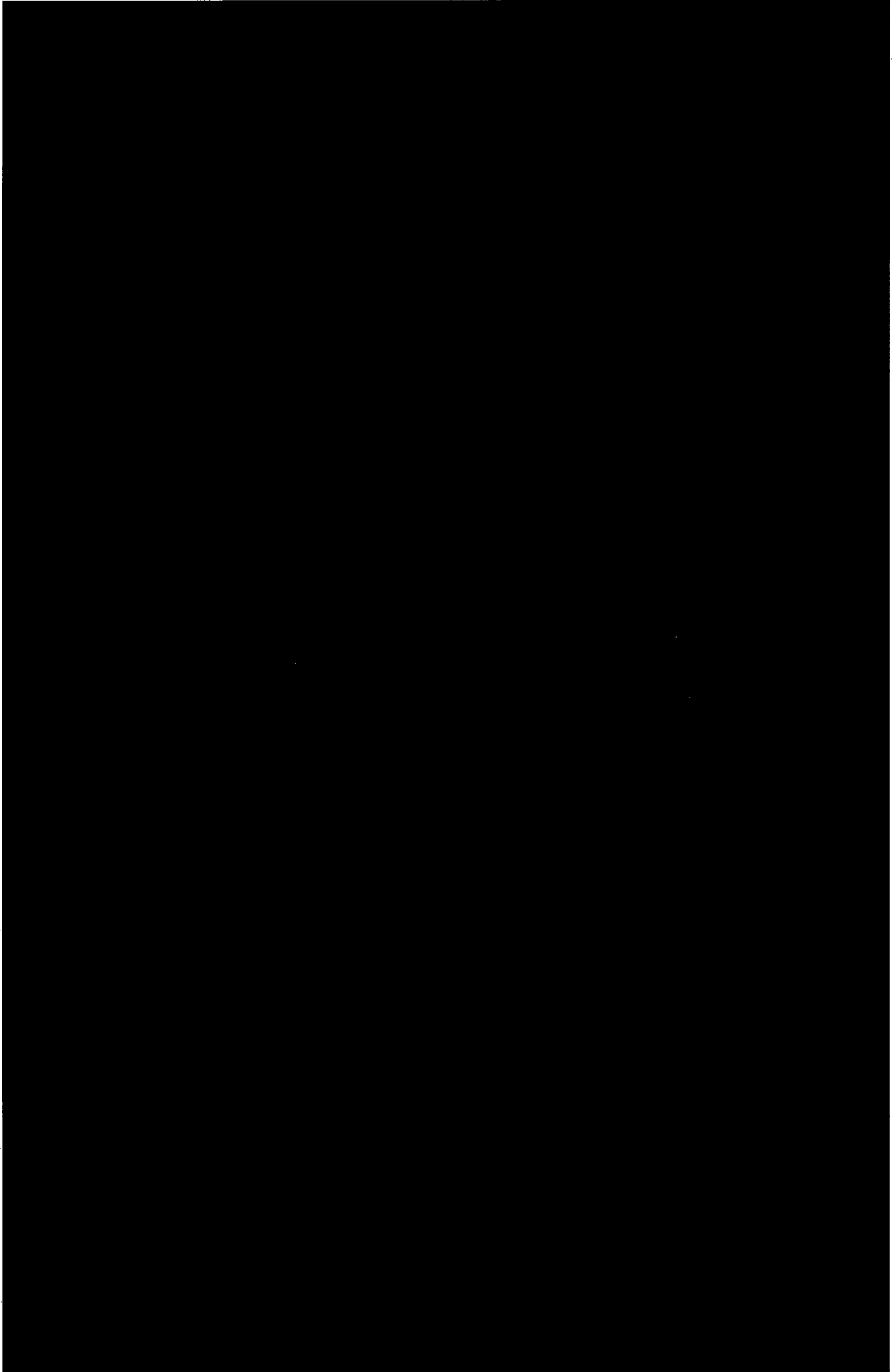
1 請求人の主張

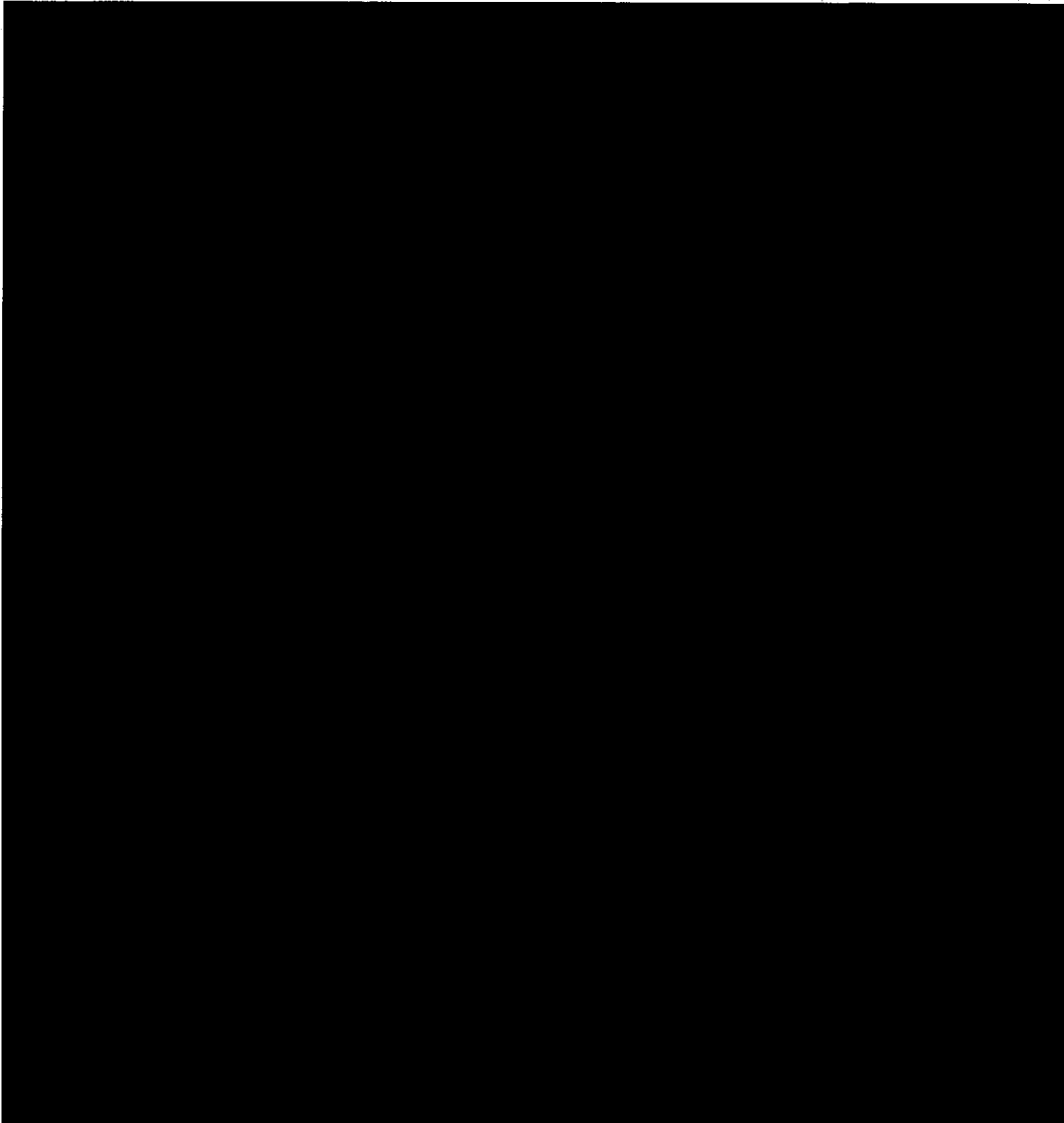
（1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

（2）請求の理由

[REDACTED]





2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成■■■年■■月■■日、請求人が■■■福祉事務所に来所。傷病のため就労が困難であり、年金収入のみでは生計維持が困難であったため、請求人と長男との2人世帯で生活保護申請に至った。

イ 平成■■■年■■月■■日、精神手帳の等級が3級から2級に変更されたことを確認したことから、遡及可能な■■月■■日付けで障害者加算3級16,650円を認定した（ただし母子加算と重複調整）。

告別表第1第2章-2-(1)、(2)-イ、局第7-2-(2)-エ-
(ア)、告別表第1第2章-9

ウ 平成 年 月 日、請求人の長男が平成 年 月 日から
 ため、同日付けで世帯
 員削除を行う。また、同日付けで障害者加算3級16,650円を認定し、
 母子加算は削除した。

告別表第1第2章-2、局第7-2-(2)-エ-(ア)、告別表第1第2章-8、局第7-2-(2)-エ-(ア)、告別表第1第2章-9エ 令和■年■月■日、障害者加算の過誤支給が発覚したため、請求人にその旨を伝え、告別表第1第2章-2-(2)イ、局第7-2-(2)-エ-(ア)により、障害者加算2を削除した。また、過去分については金額が確定後に費用返還となる旨を伝える。

オ 令和■年■月■日、請求人に電話にて障害者加算の過誤支給について、返還金額の精査のため直近1年分の通帳の写しを提出するように請求人に依頼する。請求人より、
との返事を得る。

[illegible]

キ 令和■年■月■日、請求人の対応について課内協議を行い、査察指導員同行で面会で説明を行うようにとの指示があり、請求人に電話にてその旨を伝える。請求人より、
面会についても行わないとの回答であった。
請求人に精神的に苦しめてしまったことについて謝罪をし、本件の説明と返還金決定のための日々の保護費の使い方や今後のお金の使い方の予定を聞きたいので、面会をさせて欲しいことを伝えるが、今の状態では面

会を行わないと言い、電話を切られた。

同日、保護の実施上、詳細の聞き取りが必要となるため、■月■日まで連絡をするように手紙に記し請求人に発送した。

ク 令和■年■月■日、請求人の別居の長男より手紙を確認した旨、電話にて連絡がある。請求人の障害者加算に関する対応は長男が行っていくとのこと。主の状況の聞き取りについては、長男が対応可能な日時を改めて連絡するとのこと。

ケ 令和■年■月■日、請求人の長男と請求人の障害の相談員が当課窓口に来所したため、担当と査察指導員で面会を行う。

障害者加算の過誤支給について説明を行う。令和■年■月より障害者加算を削除しており、過去分については費用返還の義務があることを説明した。また、返還金額の精査のため過誤期間中の保護費の使用用途について、自立更生に資するものはないかの確認を行い、以下3点が上がった。

1点目が、

2点目が、

の購入

費。3点目については

上記について、自立更生に資するものと認められるか検討することを伝えた。また、そのほか、請求人の保護費の使途でやむを得ず出費したものがある場合は、■月■日を目途に報告をするよう長男に依頼した。また、自立更生計画書を提出するよう依頼した。

コ 過誤期間中に請求人がやむを得ず出費したものの有無の確認を長男に依頼していたが、その後、長男よりそれらの報告はなかった。確認のため令和■年■月■日に担当より長男に電話を入れるが折り返しはなかった。

サ 令和■年■月■日、
について、自立更生計画書を受理。ケース診断会議を実施する。主世帯の預金額や経済状況を確認したところ、返還対象額を全額返還額とすることは当該世帯の自立を著しく阻害する恐れがあるため、

円は自立更生に充てられるものと認め、返還金の経費として認めることとなった。

シ 令和■年■月■日、請求人宅を訪問し、面会を実施。障害者加算の過誤支給による返還金は現在決裁中であることを伝える。また、

とのこと。

との申し出であった。請求人から

との希望があり、自立更生計画書及びの請求書の写しを受理した。また、請求人より、

との申し出があった。

ス 令和■年■月■日、前記シにより追加申請された費用について、自立更生の費用として認められるかどうか、2度目のケース診断会議を実施した。返還対象期間中の円(■月■日ケース診断会議で確認した額も含む)を自立更生のためにあてられたものと認め、経費として認めることとする。

セ 令和■年■月■日、法第63条返還金が決定した旨を請求人に電話で伝える。同日、本件通知書を請求人宅に発送した。

(3) 審査請求書記載事実の認否

ア 前記1(2)「請求の理由」ア記載の事実は認める。

イ 同イ記載の事実は認める。

ウ 同ウ記載の事実のうち、「

」、「」、「

ケ 同ケ記載の主張は争う。

(4) 処分庁の主張

ア 本件処分の内容

請求人への法第63条による生活保護費返還決定

イ 本件処分の理由等

前記(2)のとおり請求人は精神手帳2級を所持し、障害年金は3級であると正しく認識はしていたが、障害者加算の認定方法を誤った解釈をし、年金の等級ではなく精神手帳の等級を優先したため、平成■■年■月から障害者加算を過誤支給していたことが発覚した。そのため、令和■■年■■月より障害者加算を削除し、法第63条により、当該資力を限度として支給した保護金品の返還を求めることとした。

返還額については、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取り扱いとして差し支えないとされている。生活保護問答集(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5(答)(2)

本件処分にあたっては、請求人に電話や面会等で経緯を十分に説明し、今までの生活保護費の使途や預貯金の状況、今後の生活保護費の使途を確認、精査し、また、自立更生のためにやむを得ず出費した金品の有無も確認を行い、ケース診断会議で検討をし、経費を認定した上で返還金額を決定した。

また、法第63条は「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護をうけたとき」の返還義務について規定しており公平の観点から広く資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に支弁した保護費を事後調整するためのものであり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって被保護者が資力を有することになったときに同条に基づく返還義務が消滅する旨の定めは無い。

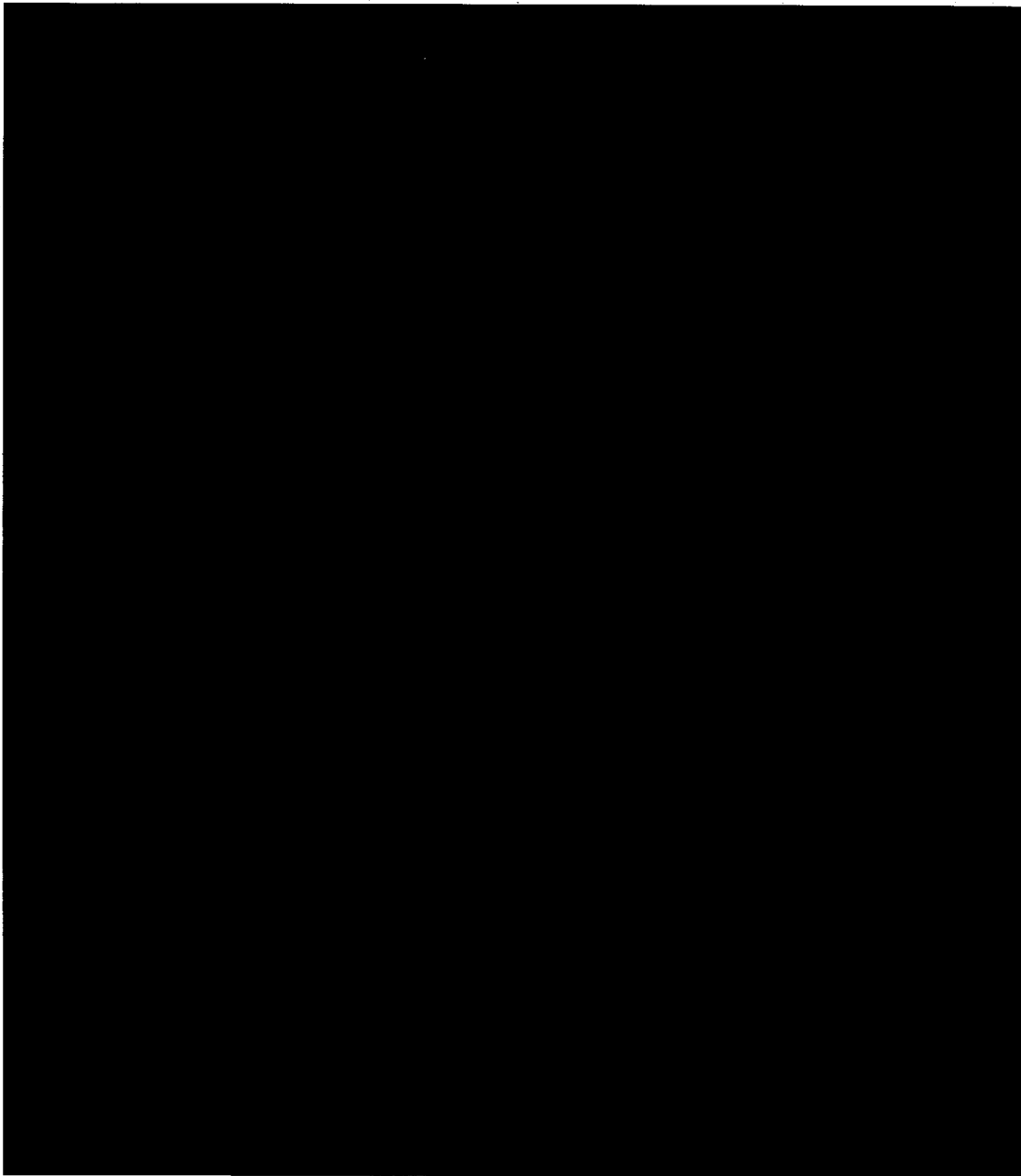
よって、本件処分に違法性及び不当性はない。

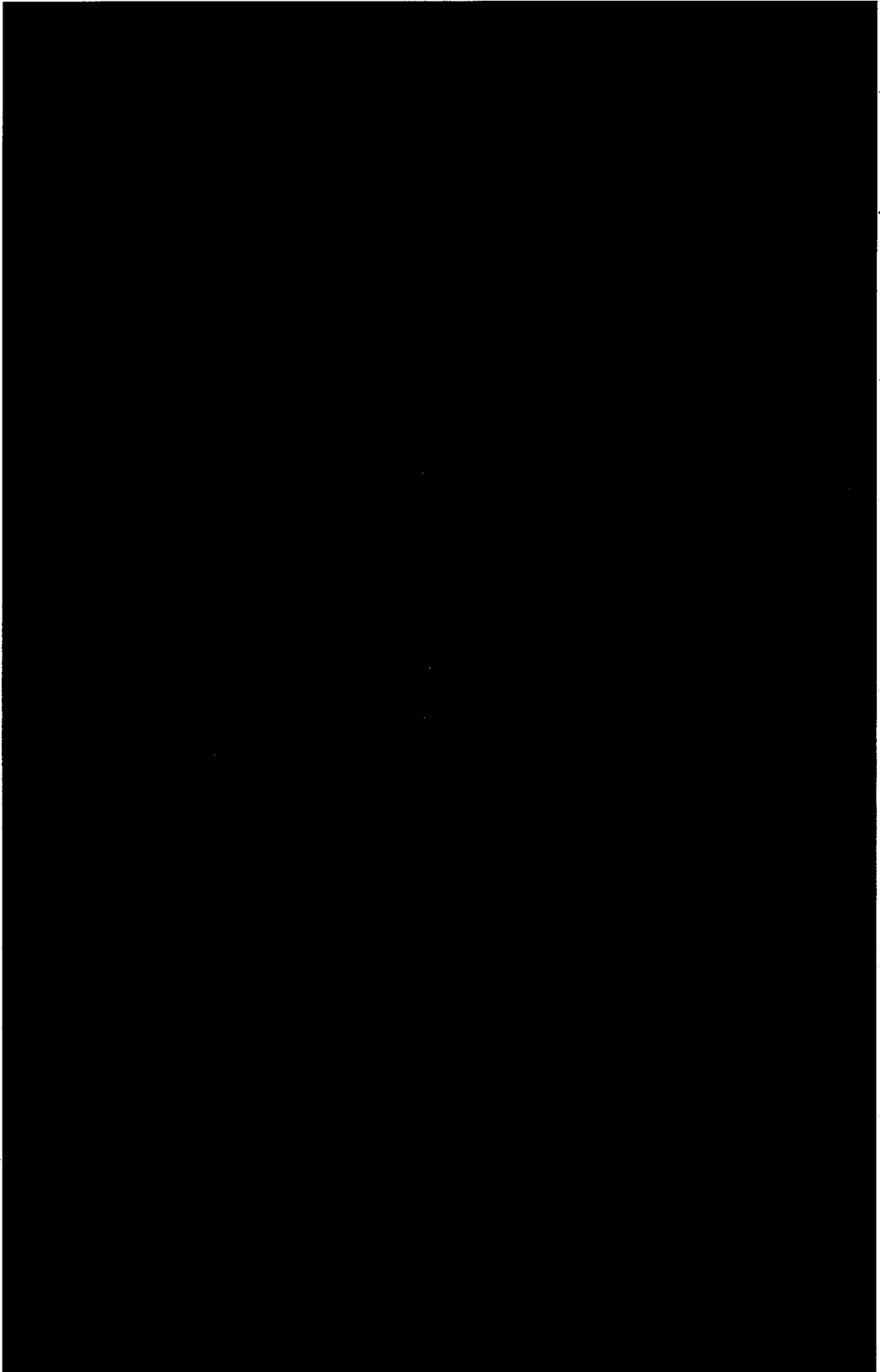
なお、法第77条の2第1項は同項括弧書きに規定するときに該当する場合には同項に基づく徴収ができない旨規定しているが、これは、同項

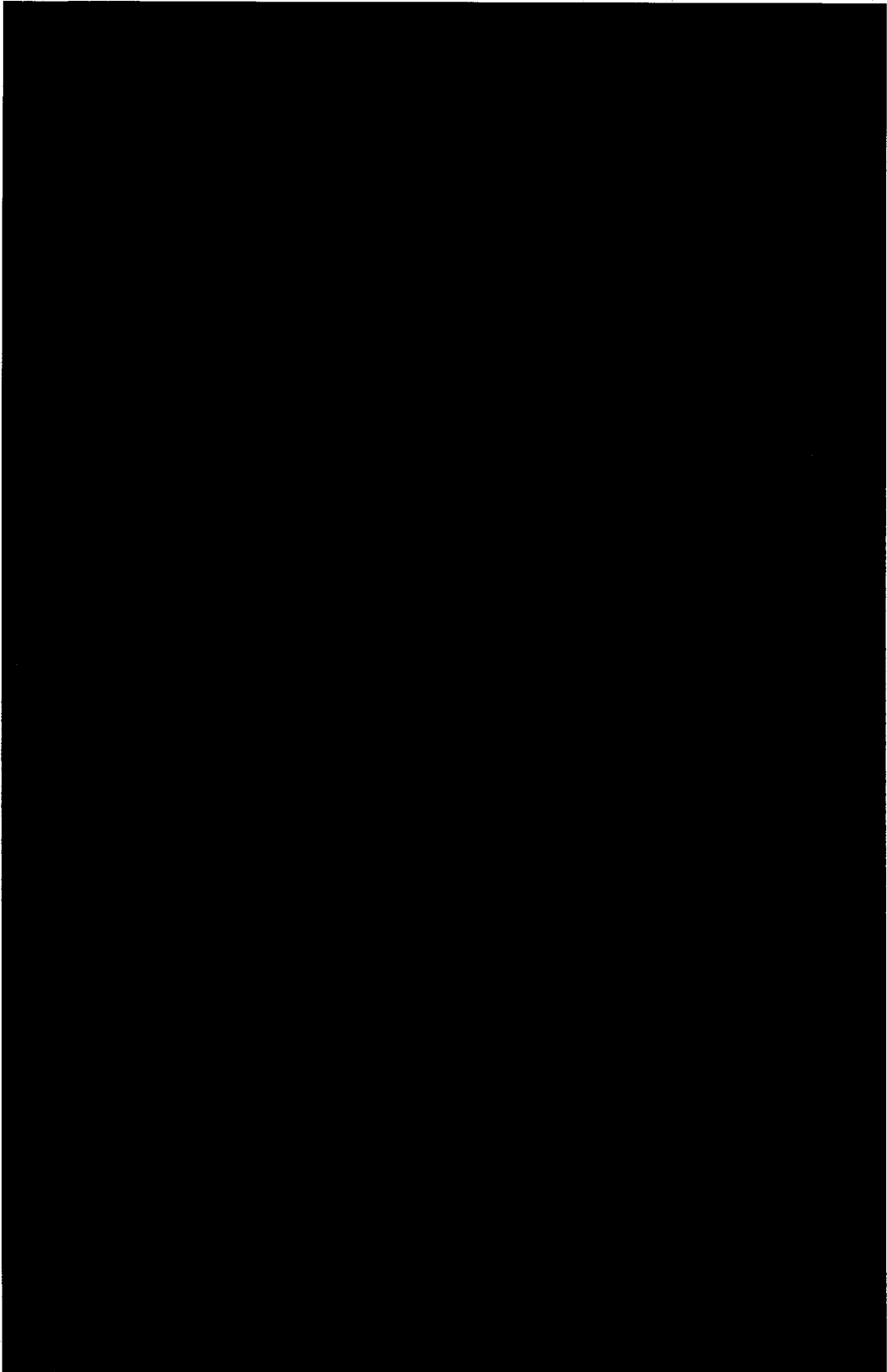
括弧書きに規定するときに該当する場合に、同項により強制徴収公債権として徴収することができない旨を定めているのみであり、法第63条による返還義務が消滅することを定めているものではない。

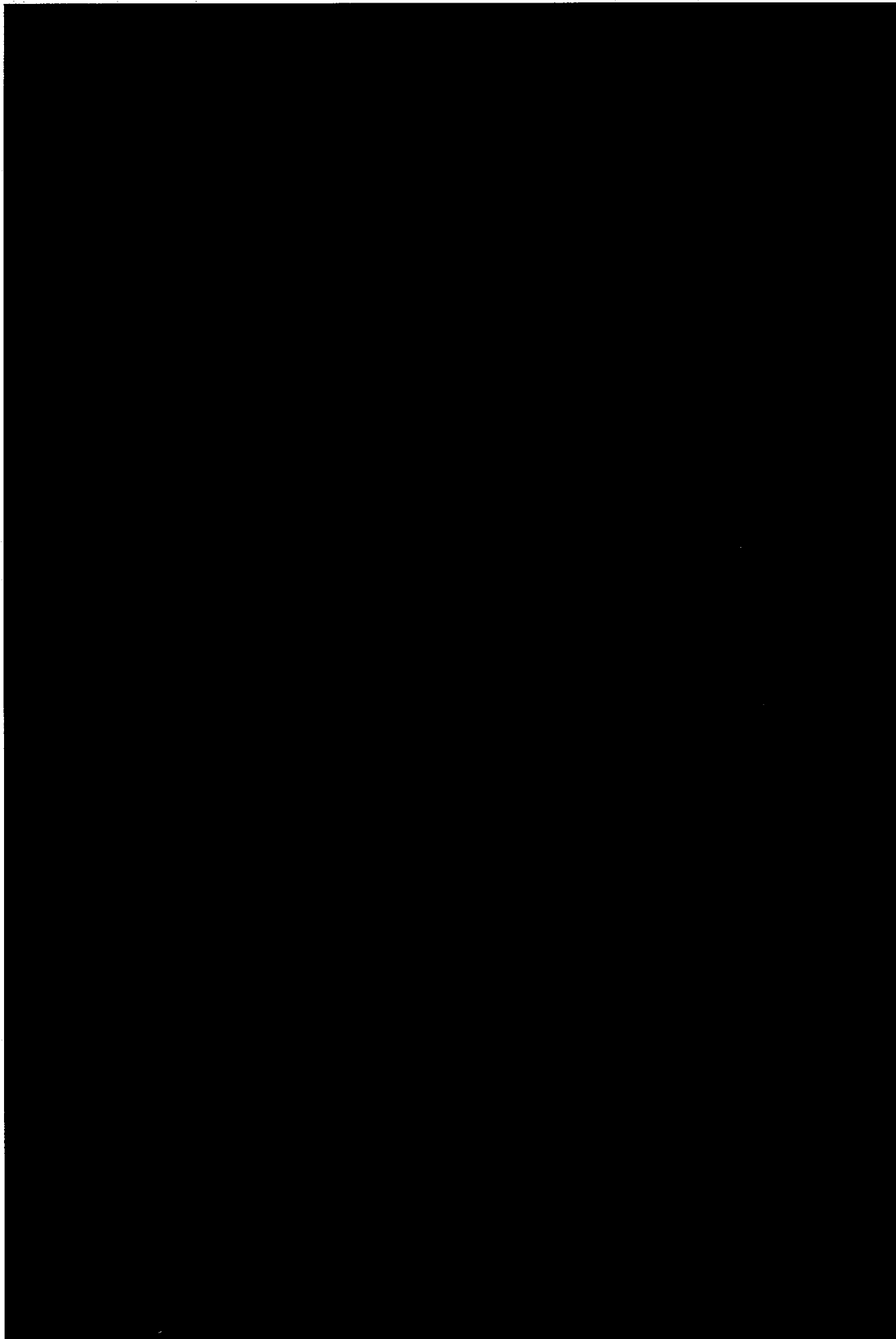
以上により、本件審査請求については、「法第63条による生活保護費返還決定」という処分庁が行った本件処分には、何ら違法及び不当の点はなく、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

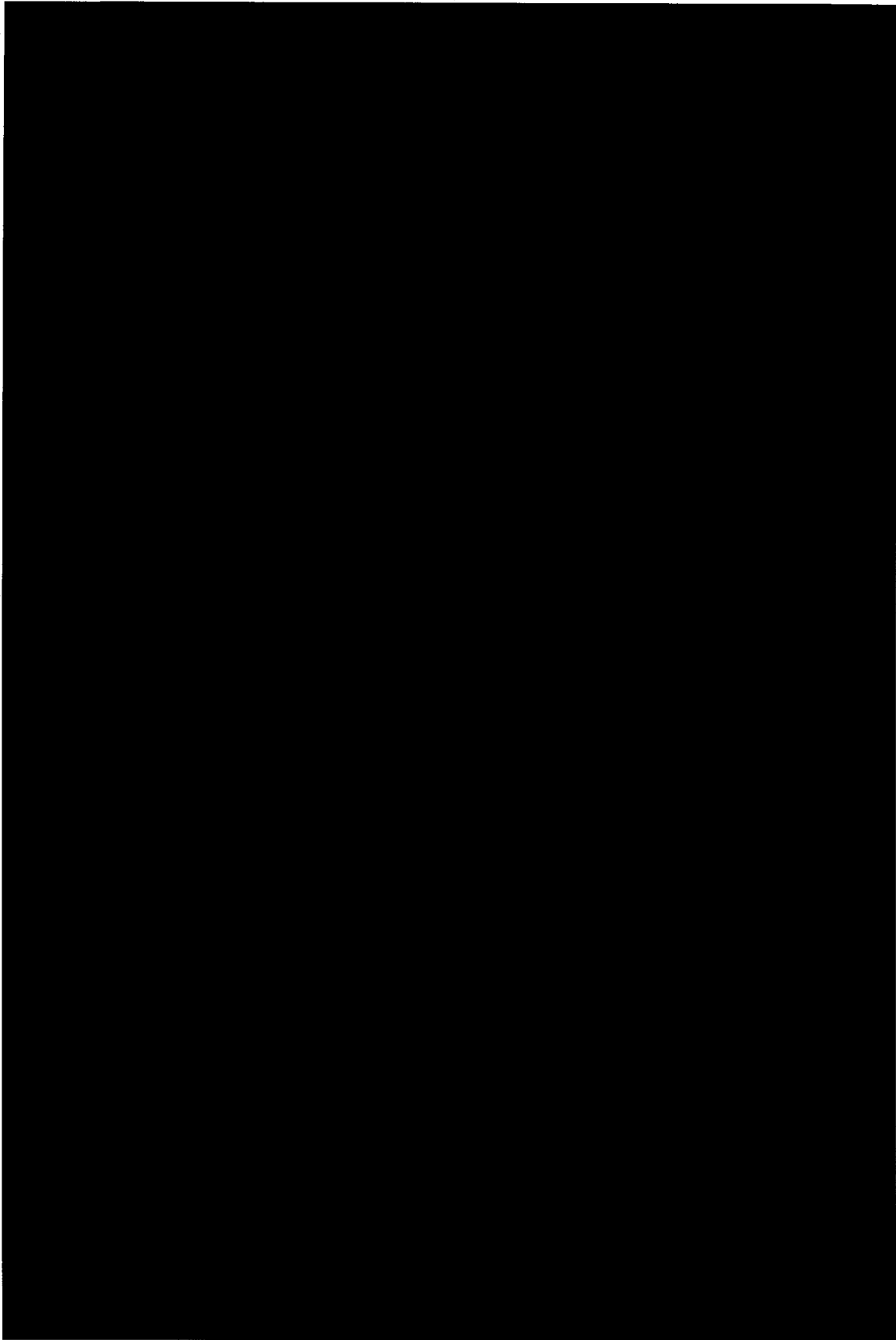
3 請求人の反論

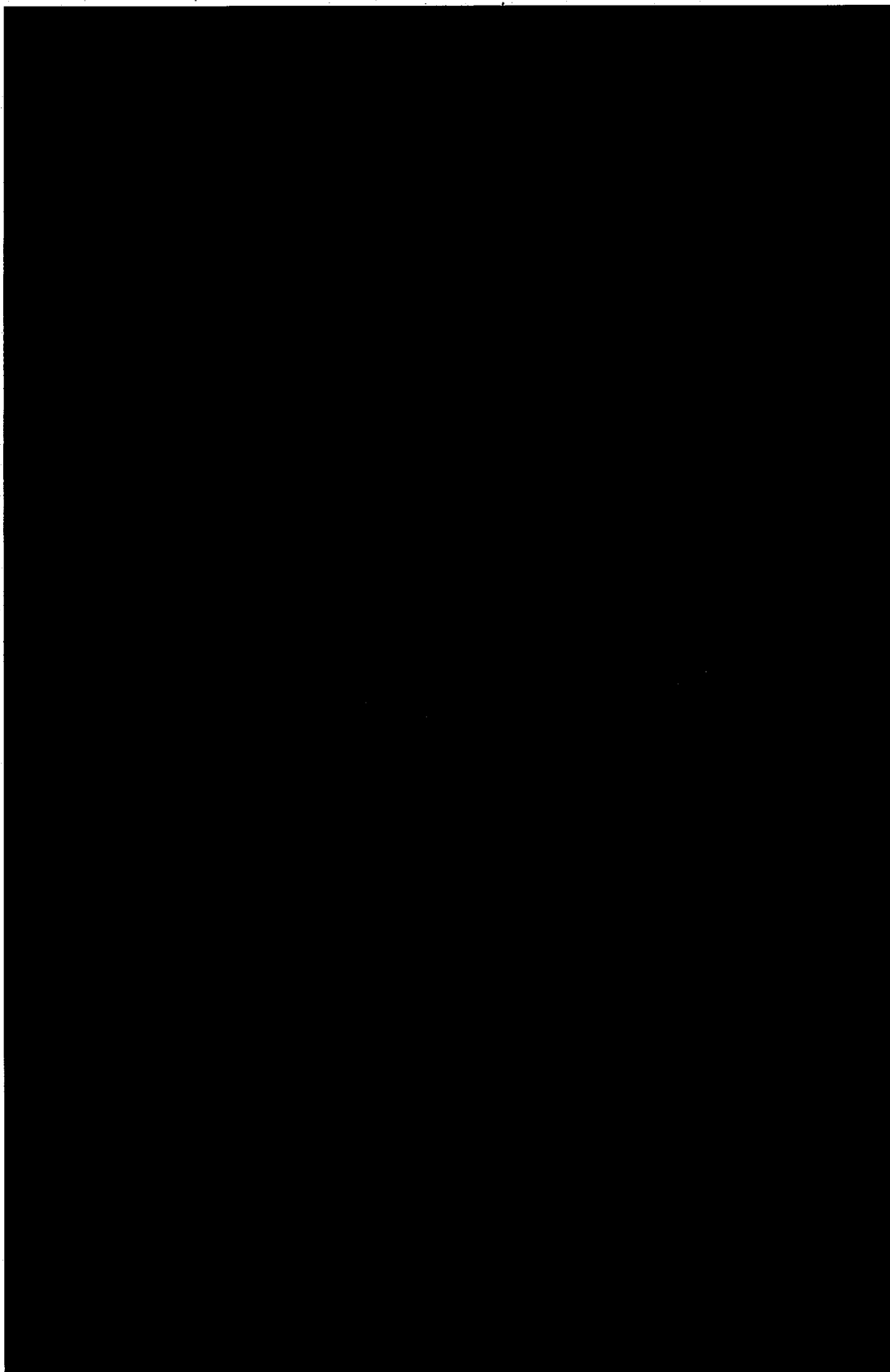












4 処分庁の再弁明

(1) 前記3(2)及び同(3)についての認否

ア 前記3(2)冒頭記載の「
」との主張は争う。

イ 同3(2)ア(ア)記載の主張は認める。

ウ 同ア(イ)記載の事実及び主張のうち、「

」は認める。その余は争う。

エ 同ア(ウ)記載の事実のうち「
」及び「
」は認める。その余の事実
及び主張は争う。

オ 同ア(エ)記載の主張は争う。

カ 同イ記載の主張は争う。

キ 前記3(3)記載の主張は争う。

(2) 処分庁の主張

ア 職員に損害回復の負担を負わせるべきか否かを考慮すべきとの主張
に対する反論について

法第63条は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護
を受けたとき」の返還義務について規定しており、資力があるにもかかわらず急迫の事情があつてこれを利用することができないために一時的に
保護を受けた場合など当時の状況下では正当に支出された保護費の場合
も含めて法第4条に規定する補足性の原理との関係で返還義務があるこ
とを定めるものである。このことから、法第63条の趣旨は、不当に流失
した生活保護費を回収して損害を図ることではなく、補足性の原理等と

の関係で広く資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合に支弁した保護費を事後調整することにある。また、法に職員による過誤支給の場合に受給者への返還請求等に優先して職員に対して賠償請求を行うべき旨の特段の定めもないことからすれば、法第63条は、返還決定前に職員に損害回復の負担を負わせるべきか否かを考慮することを不可欠とするものではない。

よって、本件処分は、考慮すべき事情を考慮していないものではなく、不当性はない。

なお、身体障害者に係る身体障害者手帳については国民年金証書と同等の判定資料とされていることなども考慮すると、精神障害者に係る福祉手帳（精神手帳）についても、身体障害者手帳と同様に、国民年金証書等と同等の判定資料として取り扱うことができるとの解釈もあり得、少なくとも、このような解釈が法第8条及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1の第2章2の解釈として明らかに誤りであるとまではいい難い。

加えて、■における障害者加算の認定誤りについては、令和■年■月に行われた会計監査において初めて指摘されたものであると認められ、それまでの厚生労働省や千葉県の監査において繰り返しこの点を指摘されていた経緯や福祉事務所内部においてこの点を是正すべきかどうかの問題とされていたなどといった事情は無い。

さらに生活保護業務の複雑性等に鑑みれば、本件障害者加算の認定誤りにつき、わずかの注意さえすればこれを発見して是正することが可能であったとはいえない。このようなことからすれば、本件障害者加算の認定誤りがあったことにつき、職員が著しく注意義務を怠ったということとはできず、重大な過失があったとは認められない（参考裁判例大阪地裁（行ウ）第186号平成28年7月28日判決）。

従って、職員に損害回復の負担を負わせるべきか否かを考慮したとしても本件決定の内容を変更すべき事情は認められず、本件処分に不当性はない。

イ 経済状況の評価についての合理性に関する主張に対する反論について

■■■■■を理由に本件処分の違法又は不当を主張している。

2 認定事実

- (1) 処分庁（２級地－１所在）は、平成■■■年■■月■■日に、請求人に対する法に基づく保護を開始した。
- (2) 請求人は、平成■■■年■■月■■日付けで、２級の精神手帳の交付を受けた。
- (3) 処分庁は、請求人について、平成■■■年■■月分から令和■■■年■■月分まで、合計■■■■■円の障害者加算を認定し、請求人に対して同額を支給した。
- (4) 処分庁は、日本年金機構に対し、年金給付記録情報等を照会したところ、請求人の国民年金証書の障害の等級は３級■■■号であるとの回答があった。
- (5) 処分庁が令和■■■年■■月■■日に嘱託医に対して、請求人の病状調査を実施したところ、請求人は■■■■■及び■■■■■で通院しているものの、■■■■■の就労が可能との回答があった。
- (6) 処分庁は、令和■■■年■■月■■日付けで、請求人に対し、同月■■日から障害者加算２の支給を削除する内容の保護変更決定を行った。
- (7) 処分庁は、請求人の預金残高について照会したところ、令和■■■年■■月■■日（生活保護費の支給の直前日）時点の残高が■■■■■円、令和■■■年■■月■■日（生活保護費の支給の直前日）時点の残高が■■■■■円、同年■■月■■日（生活保護費の支給の直前日）時点の残高が■■■■■円であるとの回答があった。
- (8) 処分庁は、令和■■■年■■月■■日付けで、請求人に対し、返還の理由を請求人の障害者加算の過誤支給とし、返還対象額を■■■■■円、控除額を■■■■■円、返還決定額を８４７，５００円とする本件処分を行った。

3 法の仕組み

- (1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（法第４条第１項補足性の原理）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない

(同条第3項)。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活の需要を満たすために十分なものを超過するものであった以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたといえることができるから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される(大阪地裁平成22年1月29日判決参照)。

- (2) もっとも、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する全額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、法第63条は本来支弁される必要がなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは全額返還とされるべきであるが、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的に適うこと、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の生活を著しく圧迫する場合には、被保護者世帯の自立を阻害し、生活保護制度の趣旨に反する結果となり得ることによるものと解される。

そして、問答集第1編第13の問13-5には、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認

められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものといえる。

このような法第63条の趣旨及び、法の目的が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するところ（法第1条）にあることを勘案すると、保護の実施機関が法第63条に基づく返還決定における返還額について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、被保護者世帯の支出入状況、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要と認められる額、それを踏まえた場合の当該世帯に返還決定が与える影響、自立更生費用の有無等について検討することが求められている。

そして、保護実施機関の裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断の要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法になるとすべきであり（最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決参照）、上記の観点からの考慮をしないことなどにより、法第63条に基づく返還決定が被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる場合があると解される（熊本地裁平成30年3月30日判決参照）。

- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。

この「厚生労働大臣の定める基準」である保護基準において、加算制度が定められており、障害者加算を行う者として、精神障害については、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級に該当する障害

のある者を掲げており（保護の基準別表第1の第2章（加算）2（2）イ。以下「障害者加算対象」という。）、そのうち、■が該当する2級地に在宅する者に対しては、令和元年10月分から月額16,620円（平成28年6月分から令和元年9月分までは月額16,310円）を加算することとしている（同表の第2章2（1））。

障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされ、保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2（2）エ（ア）及び（ウ））。

4 あてはめ

（1）過大に支給された保護費について

前記2（2）のとおり、2級の精神手帳の交付を受けているものの、前記2（4）のとおり、請求人の国民年金証書の障害の等級は3級であるから、請求人は障害者加算対象ではない（前記3（3））にもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、前記2（3）のとおり、平成■年■月分から令和■年■月分まで、誤って障害者加算を認定し、これを支給していたことが認められる。

したがって、平成■年■月分から令和■年■月分までの障害者加算額相当の保護費（■円）が過大支給となっていたことが認められ、前記3（1）及び（2）のとおり、原則として当該過大支給額全額である■円が法第63条の規定による返還対象となる。

（2）過支給に係る返還額の決定について

ア 前記2（3）のとおり、処分庁の過誤により、請求人は、平成■年■月分から令和■年■月分までの4年以上の長期にわたり障害者加算として月額16,000円程度の支給を受けており（なお、処分庁によると、前記審理関係人の主張の要旨2（4）イのとおり、平成■年■月より請求人に対して過大に障害者加算を支給していたとのこと。）、請求人とし

ろ、処分庁が、請求人の稼働収入による経済状況の改善について、具体的に検討した事実は証拠上認められない。

オ なお、前記審理関係人の主張の要旨4(2)イのとおり、処分庁は、実際に費用の返還開始となる際は話し合いを行い生活に支障がない範囲で分割の返還金額に設定する旨を請求人に対して伝えていた旨主張しているが、分割返還にしたからといって直ちに被保護者世帯の自立を阻害しないこととなるわけではなく、分割返還を見越した処分をする場合であっても、被保護者世帯の家計状況等に照らして、分割返還により被保護者世帯の自立にいかなる影響を与えるか、どの程度の返還額であれば被保護者世帯の自立を阻害しないかについて具体的な検討をすることが不可欠といえるところ、本件においてこのような検討が行われた事実は証拠上認められない。

カ そうすると、本件処分をした場合に、請求人世帯の自立にとっていかなる影響が出るかという点について、具体的な検討がなされていると認めることはできず、本件処分は、請求人世帯の自立を阻害するか否かに関する検討が不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 以上より、本件処分は、請求人世帯の自立を阻害する可能性についての検討が不十分なままに行われた結果、処分の前提となる具体的な事実の基礎を欠き、考慮すべき事情を十分に考慮しなかった瑕疵があり、社会通念上著しく妥当性を欠くものであったといわざるを得ない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和5年5月30日

千葉県知事 熊谷 俊

